乳幼児一時預かり事業（こころの）の無償化について

1　対象

○　無償化の対象となるためには、あきる野市から「保育の必要性」の認定を受ける必要があります。

（注１）「保育の必要性」とは、就労等により、家庭で保育することができない場合などをいいます。詳しくは、市にご確認ください。

（注２）認可保育施設、認定こども園（２号・３号）の在園児は、無償化の対象外となります。

（注３）市内の認定こども園（１号）、幼稚園の在園児は、無償化の対象外となります。（ただし、あきる野市外の認定こども園、幼稚園の在園児で、利用している施設の預かり保育の体制が、国基準を満たしていない場合は、無償化の対象となります。）

2　利用料の無償化

○　乳幼児一時預かり事業利用後に支払った利用料が無償化の対象となります。

３歳児から５歳児までの子どもは、月額40,300円まで、

０歳児から２歳児までの住民税非課税世帯の子どもは、月額45,700円まで

が無償化の対象となります。

（注）年齢は、４月１日時点の満年齢です。
（例：４月１日時点で満３歳→３歳児）

3　認定を受けるための手続き

○　提出書類　①　施設等利用給付認定（変更）申請書
②　保育の必要性を証明する書類

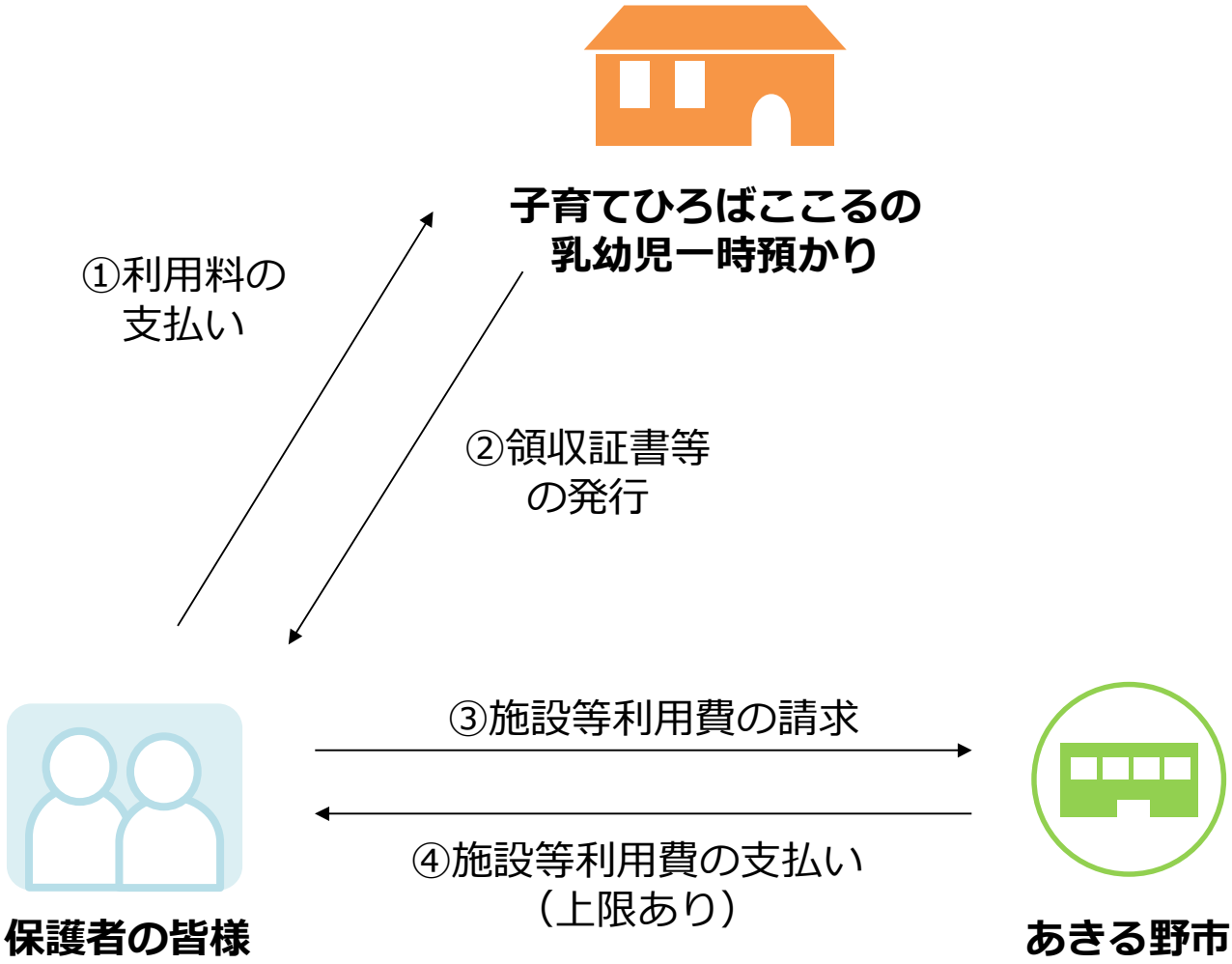
（注）保育の必要性を証明する書類は、保護者それぞれの分を添付してください。
様式は、あきる野市ホームページからダウンロードすることができます。

○　提出先　　あきる野市役所２階保育課

4　無償化に関するお問合せ先

あきる野市こども家庭部保育課保育係　　電話：042－558－1982

［基本的な手続きのイメージ］



※保育の必要性の認定が必要なため、事前にあきる野市に申請が必要です。

※申請方法等については市のホームページをご覧ください。

幼児教育・保育の無償化に関するお問合せ先

〒197-0814 東京都あきる野市二宮３５０番地
あきる野市 こども家庭部 保育課保育係
電　話　　０４２－５５８－１９８２